

質問回答書（２回目）

(1 / 1)

次の工事に関する質問に回答します。

令和2年11月25日

工事名 : R 2 阿土 伊島漁港 阿南・伊島 (R元災1) 漁港復旧他工事

路線名等 : 伊島漁港

工事箇所 : 阿南市伊島町瀬戸地先

No.	質問内容	回答
1	消波ブロック据付作業について 国内に1隻のみの船舶所有会社と協議したところ、工事請負契約ではなく、一定期間の常備契約が条件になっております。 本現場は、海象条件が厳しくましてや通常の積込・運搬・据付の一連作業ではなく、他船での海上運搬瀬取り作業後の本作業となり、尚更気象条件に左右されます。 そこで、契約後において当初設計の供用日数が追加になった場合、実態に基づき供用日数を設計変更にて計上していただく事は可能でしょうか。	本工事においては、積算基準に基づき供用日数を設定しているため、現場条件に変更が生じない限り設計変更の対象となりません。
2	見積参考資料の 消波ブロック工 消波ブロック据付工 消波ブロック据付（陸上） 1800t吊り・・・・・・・・・・単価4号・5号（単価22号・単価23号） において積算基準に基づき供用日数におけるサイクルタイムでの据付単価となっております。 見積もりに関し船舶保有会社に確認したところ、実態は1件の工事において一定期間以上の供用日における契約条件となり、見積参考資料の船舶供用金額と大きく乖離します。 契約後において実態の供用日数における設計変更の計上は可能でしょうか？	本工事においては、積算基準に基づき供用日数を設定しているため、現場条件に変更が生じない限り設計変更の対象となりません。